

2017年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三様  
兵庫県教育長 高井芳朗様

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」の廃止を国に求める要請書

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」の廃止を求める兵庫県連絡会

- 兵庫県労働組合総連合 議長 成山 太志
- 自由法曹団兵庫県支部 支部長 佐伯 雄三
- 兵庫県商工団体連合会 会長 磯谷 吉夫
- 兵庫県高等学校教職員組合 中央執行委員長 小野 泰司
- 兵庫教職員組合 執行委員長 岸本 和人
- 日本国民救援会兵庫県本部 会長 市川 幸美
- 兵庫県地域人権運動連合 議長 前田 泰義
- 兵庫人権問題研究所 代表理事 津川 知久

貴職におかれましては、益々ご清祥のことと存じます。

後述する〈要請趣旨〉の諸観点から、以下の要請項目に関して協議の場を設定していただくよう要請致します。

記

### 〈要請項目〉

【1】新たな部落差別を生み「差別を固定化・永久



「要請書」を手渡す兵庫労連の成山太志議長

化」させる「部落差別の解消の推進に関する法律」の廃止を国に要請すること。同意旨を市・町にも要請すること。

【2】「部落差別の解消の推進に関する法律」が廃止されるまで、参議院での附帯決議を順守して次のような措置を取る。

- (1) 附帯決議第一項に謳うように①「国民の理解を深めるよう務める」のように「押し付け」の啓発を中止し、部落問題解決の自由な意見交換ができる環境をつくること。②「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ」対策を講ずること。③行政の主体性を確保すること。などの周知徹底を各関係者に求めること。
- (2) 下記の要請趣旨に述べているように「差別意識」を問題にする「啓発」は不要です。部落問題の解消過程を明確にし、附帯決議第二項に謳うように「新たな差別を生むことがないよう」「真に部落差別の解消に資するものとなるよう」「教育・啓発の内容・手法等を配慮すること」。
- (3) 附帯決議第三項に謳うように、国に対して、「新たな差別を生むことがないよう」「真に部落差別の解消に資するものとなるよう」調査の内容・手法等について慎重な検討を行うことを要請すること。
- (4) 附帯決議に反する施策を各自治体(市・町)では実施してはならない旨、徹底すること。

### 〈要請趣旨〉

既に承知の通り2016年12月8日、自民・公明・民進党などは、参議院法務委員会で「部落差別の解消の推進に関する法案」の審議を打ち切り、法案の不備を如実に示す異例とも言える「附帯決議」をつけて委員会での採決を強行しました。そして、翌9日の参議院本会議において賛成多数で可決、成立させました。

国民の認識と完全に乖離し、全くもって時代錯誤

の「部落差別の解消の推進に関する法律」(内容は『部落差別固定化法』)は、2002年3月31日で部落問題(同和問題)に関する「特別措置」法が終了した経緯を無視した法律であります。

その法律が終了する前年に出された総務省大臣官房地域改善対策室の通達「今後の同和行政について」(2001年1月26日付)は、「特別対策を終了し、一般対策に移行する主な理由」として次の3点を上げました。すなわち、「①特別対策は本来限定的なもの。②特別対策を継続していくことは、差別解消に必ずしも有効ではない。③人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難」です。社会的な交流が進み、部落問題(同和問題)の解決しつつある実態やかつての「同和地区」が大きく変貌し、線引きが瓦解している実態(後述する1993年の全国調査では、「同和地区」に居住する約60%が夫婦とも「同和地区関係者」ではありません)を反映しています。それを踏まえ、2002年3月末の総務大臣談話が発表されたのでした。従って、「この法律は、このような部落問題(同和問題) 解決の歴史を逆流させる希代の悪法と言えます」。

法文上「部落差別」の定義や実態を述べることなく、「現在もなお部落差別が存在する」と断定し、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」としています。

また、法第三条「国及び地方公共団体の責務」では「地域の実情に応じた施策を講ずること」としています。新法成立を求めてきた部落解放同盟(以下、解同)にとつて、この法律は、解同の「差別糾弾」を合法化し、同和対策の維持・復活により、解同の利権あさりの基盤にならねえせん。しかも、「部落差別の解消」された状態を言及せず、法の期限もありません。これでは、「部落差別」が永久に固定化されます。そして、新たな差別を生み出すとともに、旧身分を理由にした様々な「差別的な行為」を国民の自由な意見交換のもとで解決してきた道に逆行し、大きな妨げになります。

「同和対策事業特別措置法」(1969年)の以降、「同和行政」に群がる解同の私利私欲の利権あさりや糾弾闘争を批判する組織や個人に対して、「

(部落)差別者」のレッテルを貼り、暴力を振るってきた歴史をみれば、この条文の危険性が浮き彫りになります。特に、解同の暴力事件の頂点が、1974年に兵庫県に庇護・利用された解同により引き起こされた「朝来・八鹿暴力事件」です。それに協力・加担した兵庫県と兵庫県教育委員会の責任が裁判で明らかにされました。その教訓をいかに生かすかはなりません。

法第六条に謳う「部落差別の実態に係る調査」は、前述のようにかつての「同和地区」の線引きが瓦解している実態からすれば、部落の線引きの復活・固定化と旧身分を洗い出すという人権侵害となります。結婚をはじめ社会的交流が進んでいる中、人為的に「差別的線引き」を法制度及び行政上いつまでも残すこととなります。このことは憲法で保障された基本的人権の侵害であり到底許されません。実態調査は、すでに1993年に行われた(結果の公表は1995年)大規模で詳細な、国の「同和地区実態把握等調査」で終わっています。その結果は、居住職業では、「同和地区」と全国平均と全く格差がなかったこと、結婚についても29歳以下の「同和地区住民」では67・5%が「同和地区外」との結婚であることが明らかになっています。これ以上の実態調査は必要ありません。

法第五条「教育及び啓発」では、部落問題に関する「特別な教育と啓発」を行うことを義務付けています。学校における「特別な教育」が意味するものは、現在行われている人権全般の教育とは別のものであり、「こが部落か、だれが部落民か」といった解同が進めている解放教育(顕現教育)や「部落民宣言」につながる問題をばらばらでいまま。また、国民を「差別意識の持ち主」と決めつけて行われている行政による「啓発」は、国民の内心に介入する、憲法違反で人権侵害行為です。国民間に「差別」「被差別」を持ち込み、国民の共同・連帯を阻むもので、部落問題の解決にとつても有害です。また、現在行われている政府・行政による数々の人権侵害を覆い隠すことにもなります。

既述の「同和地区実態把握等調査」では、当時10年間に限って約90%の人に「被差別体験」がなかったことが明らかになりました。また、兵庫県

東日本大震災から6年  
(笑顔の絆でがんばって)



段 重喜

高砂市の教育委員会発行の広報「あけぼの」(2008年10月1日付)の中でも、「部落差別はいけないうことである」という考えは現在では常識となっています。「現在、ほとんどの人が部落差別はいけないうことであると理解しています」と記述されています。もうこれ以上、行政による「啓発」は不要です。その意味でも、誤った部落問題の記述を含む「兵庫県教育及び啓発に関する総合推進指針」や「兵庫県教育委員会の「人権教育方針」(1998年3月9日付)も廃止するべきです。

また、法第一条や第四条に謳う、各自治体の「部落差別に関する相談」体制については、部落問題(同和問題) 解決の到達点を踏まえ、現在、「人権相談」窓口や体制の一部として行われており、「部落差別」に関する事例はごく少数であり個別対応で十分に行われています。これについても、新たに特別な「部落差別に関する相談」体制は必要ありません。最後に、法一条「目的」に謳う「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化」や自治体が「部落差別がまたまた厳しい」事例としてよく持ち出すインターネット上の「書き込み」などの問題は、「部落差別」を意図的に利用する行為や営利目的に利用する行為で、国民の「意識問題」とは無関係です。自治体や法務省が監視体制を強化し、「プロバイダ責任法」等に基づきインターネット管理者に削除を迫ると共に、人権侵害事件として刑事・民事事件として告訴しながら、処理することが解決の道筋です。その責任を放棄しておきながら、「国民の差別意識」にこじつけて「啓発」の題材に使うことは許されない行為です。

以上

## 憲法違反・戦争準備の『共謀罪』を粉砕しよう